

算出の前提とした注記事項

| 事項 | 説明 |
|---------------|--|
| 対象期間 | 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで） |
| 賃金 | 基本給、諸手当、時間外労働に対する報酬、賞与を含み、退職手当は含まない |
| もっとも大きい雇用管理区分 | 厚生労働省通知（令和4年雇均発0708第2号）により「雇用する全ての労働者、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の三つの区分により公表する」とされているところ、本学の雇用形態に従い、以下の3つの区分とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 全職員2. 任期の定めのない職員（雇用期間の定め無く勤務する職員）3. 任期の定めのある職員（パートタイム職員および有期雇用契約を締結している職員） |
| 詳細な雇用管理区分 | 本学で雇用する職員の職種に従い、以下の6つの区分とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 教員：教授・准教授・講師・助教（医師・歯科医師として診療を行う教員を含む）2. 看護師：看護師・助産師・保健師3. 医療職員：薬剤師・救命救急士・臨床検査技師・放射線技師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士・臨床心理士・臨床工学技士・歯科衛生士・歯科技工士・社会福祉士・精神保健福祉士など4. 技術職員：技術職員・技術専門職員・技術補佐員・教育支援者・研究支援者・URA・クリエイティブアソシエイト・クリエイティブマネージャー・特任研究員・プロジェクト研究員など5. 医員・研修医・レジデント （歯科の医員・研修医・レジデントも含む／該当は「任期の定めのある職員」のみ）6. 事務・その他（1～5のいずれにも該当しない者） |